

法律により設置許可が必要な施設

| 施設の種類 | 許可が必要な施設の範囲 | |
|--------|--------------------|---|
| | 現 行 | 改 正 後 (いずれかに該当するもの) |
| ごみ焼却施設 | 処理能力 5 t/日以上 | 処理能力200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上 |
| 産業廃棄物 | 汚泥焼却施設 | 処理能力 5 m ³ /日超 処理能力200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上 |
| | 廃油焼却施設 | 処理能力 1 m ³ /日超 処理能力200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上 |
| | 廃プラスチック類焼却施設 | 処理能力0.1 t/日超 処理能力100kg/日超 火格子面積 2 m ² 以上 |
| | その他の焼却施設 (木くず等) | 処理能力 5 t/日超 処理能力200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上 |

改正された
廃棄物処理法の
内容は？

一定の処理能力をもつごみ焼却施設を設置する場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。今回の改正は、許可の必要な施設の処理能力が引き下げられ、より小規模な施設

家庭用焼却炉
は、規制対象に
なるの？

設を設置する場合でも許可が必要となりました。このため、1時間当たり50kg以上200kg未満の焼却炉は、事前に知事へ設置届を提出しなければなりません。(すでに使われている焼却炉は、平成11年2月28日までに県へ使用届を提出してください。)

また、1時間当たり50kg未満の焼却炉は、設置届・使用届を提出する必要はありませんが、できるだけダイオキシンの発生を少なくするため、ごみの分別、リサイクルを徹底し、焼却量を減らす努力が必要です。

千葉県の排出抑制指導要綱により届け出が必要な施設

| 施設の種類 | 施設の範囲 |
|--------|-------------------------|
| ごみ焼却施設 | 処理能力 50kg以上200kg未満/時 |

※すでに使っている施設は、平成11年2月28日までに、県へ使用届を提出してください。

このため、1時間当たり50kg以上200kg未満の焼却炉は、事前に知事へ設置届を提出しなければなりません。(すでに使われている焼却炉は、平成11年2月28日までに県へ使用届を提出してください。)

また、1時間当たり50kg未満の焼却炉は、設置届・使用届を提出する必要はありませんが、できるだけダイオキシンの発生を少なくするため、ごみの分別、リサイクルを徹底し、焼却量を減らす努力が必要です。

家庭用焼却炉
は1時間当たり
50kg以上、
それとも未満？

家庭用焼却炉は1時間当たり50kg未満で、設置届及び使用届のいらない焼却炉です。

設置届等が必要な1時間当たり50kg以上200kg未満の焼却炉は、工場や事業所などで使っている比較的大型の焼却炉です。

家庭用焼却炉
からは、
ダイオキシンは
発生するの？
発生すると
したらどの
くらいの量？

家庭用焼却炉からダイオキシンが発生する可能性は、否定できません。しかし、発生するとしてもどの程度発生するかは、各家庭で燃やすごみの内容、量、燃焼温度等が違うので「家庭用焼却炉からこれだけのダイオキシンが発生している。」という責任あるデータはありません。

家庭用焼却炉
はいままで
どおり使用
していいの？

家庭用焼却炉の使用は、法律の規制対象となっておりませんし、千葉県指導要綱でも使用を禁止していません。ことから、町でも特に規制はしません。しかし、ダイ



オキシンの発生量は減らさなければなりませんので、家庭用焼却炉を使うときは、次のことに注意してください。

- ①ビニール・プラスチック類は燃やさず、指定袋に入れ「もえるごみ」として収集日にごみステーションへ出す。
- ②家庭ゴミは、できるだけ「もえるごみ」として出し、焼却炉での焼却量を減らす。
- ③紙類・衣類・ペットボトルは、資源ごみとしてリサイクルする。(紙類は資源ごみシールを貼り、衣類・ペットボトルは資源ごみ袋に入れて収集日にごみステーションへ出す。)
- ④焼却炉は正しく使い、近所に迷惑をかけないように心掛ける。

詳しくは、
住民課環境係
☎(84)1211
(内線154・155)